

# 追加募集

## 鮭川村プレミアム付商品券取扱店の追加募集について

今年度国庫事業により、消費税・地方消費税率引上げによる低所得者・子育て世帯の消費に与える影響緩和と地域における消費を喚起・下支えするため、鮭川村内等で利用できる金券（25%プレミアム付）を発行することになりました。商品券の特定事業者（取扱店）として多くの事業者様の登録をいただきたく再度追加募集します。

### ●登録できる事業所

- ①村内に所在又は営業を行っている事業者。
- ②代表者が村内に住所を有し、最上管内で事業又は営業を行っている事業者。

### ●販売期間及び販売場所

- 販売期間 令和元年10月1日～令和2年2月29日 まで
- 販売場所 鮭川村役場 健康福祉課

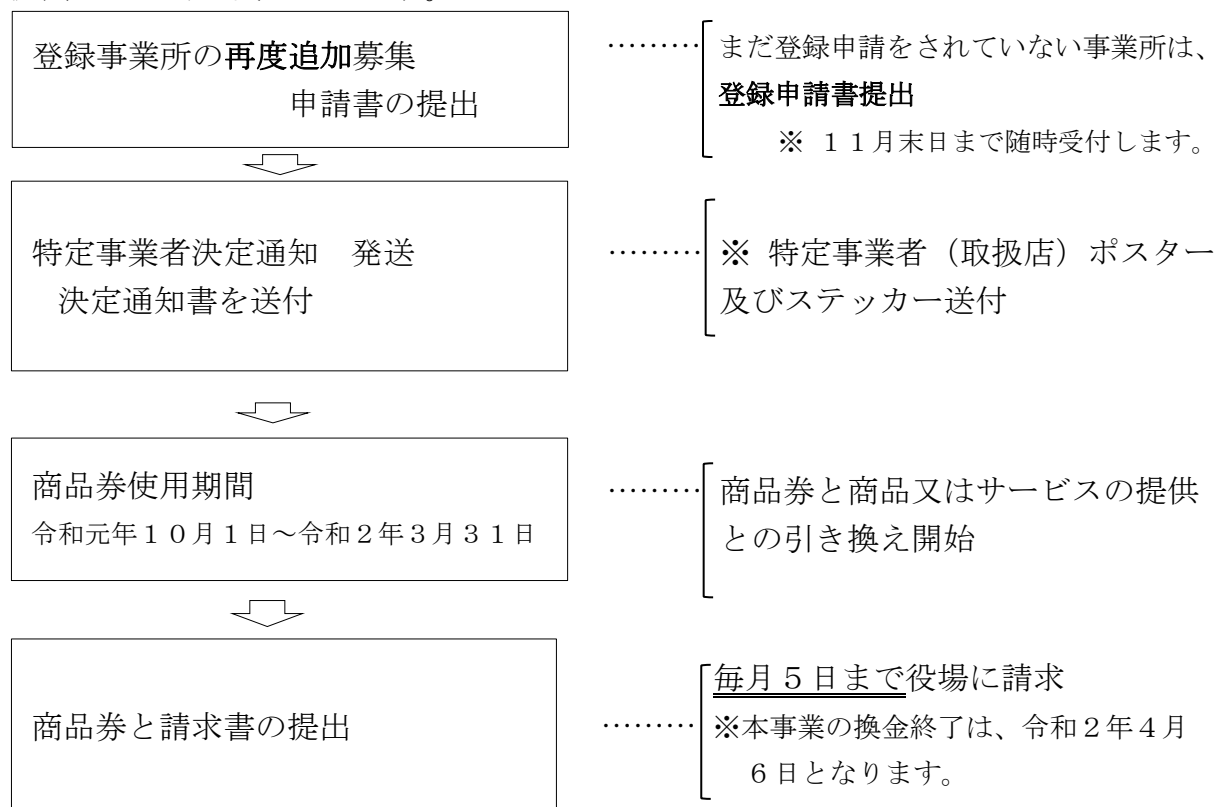
### ●使用期間

- 使用期間 令和元年10月1日～令和2年3月31日

### ●特定事業者（取扱店）の登録から換金までの流れ

商品券と商品又はサービスの提供との引き換えができる店舗等は、鮭川村プレミアム付商品券特定事業者登録申請書により申請していただき、商品券の特定事業者（取扱店）として登録されます。

なお、本事業は、国の補助事業であるため、以前の応援券事業の事業者登録とは別に提出いただく必要があります。





支払 口座振込み

…………… 請求の月の月末まで支払

※5日が休日の場合は、翌日又は翌々日の開庁日となります。

### ●その他

- 商品券の使用期間は、令和元年10月1日から令和2年3月31日までです。使用期間を過ぎた場合は無効となります。
- 商品券の購入限度額は、1人あたり2万5千円（プレミアム分を含む）です。
- 利用できないもの
  - ・換金性の高いもの（商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど）
  - ・土地及び家屋の購入代金・たばこ
  - ・風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
  - ・国税、地方税や使用料などの公租公課
  - ・特定事業者（取扱店）が利用を不可とした商品
- 額面以内の使用により余剰金が発生してもつり銭は支払わないものとします。
- 今回再募集事業所については、引換券裏面への事業所一覧掲載にはなりません。特定事業者（取扱店）の情報は、随時村HP又は購入引換券及び特定事業者（取扱店）ポスター掲示により商品券使用者が確認できるようにします。

お問合せ先

担当 鮭川村健康福祉課 福祉係

TEL 0233-55-2111（内線134）